

周南市指定管理者候補者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 非公募施設の指定管理者の選定において、候補者が適切で確実な管理運営を実施することができるか審査を行い、施設の管理運営の適正化を図ることを目的として、周南市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定における候補者の審査に関すること。
- (2) その他指定管理者の選定に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、行財政改革担当部長とし、委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 総務担当部長
- (2) 企画担当部長
- (3) 建設担当部長

(会長)

第4条 会長は、審査会を総括する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、施設の管理関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。